

帯広市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月28日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第2号

帯広市手数料条例の一部を改正する条例

帯広市手数料条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項事項の欄中「第5項まで」の次に「若しくは第126条」を、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項若しくは第126条」を加え、「磁気ディスク（以下この表において「磁気ディスク」という。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表6の項事項の欄中「その他の受理した書類の閲覧」を「その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」に改め、同項金額の欄中「書類」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの」に改め、同項を同表8の項とし、同表5の項事項の欄中「交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他」を「交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表7の項とし、同表4の項事項の欄中「準用する」の次に「同法」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「第5項までの規定」の次に「又は同法第126条の規定」を加え、同項を同表5の項とし、同項の次に次のように加える。

6 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円
---	--------------------------

別表第1の3の項事項の欄中「準用する」の次に「同法」を、「第5項までの規定」の次

に「若しくは同法第126条の規定」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書」に改め、同項を同表4の項とし、同表2の項事項の欄中「第5項まで」の次に「又は第126条」を加え、同項の次に次のように加える。

<p>3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p>
---	---------------------------------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。